

## 那覇市市制 100 周年記念提案事業補助金交付要綱

令和 2 年 3 月 6 日

那覇市市制 100 周年記念事業実行委員会会長

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、那覇市市制 100 周年記念事業(以下「記念事業」という。)の趣旨に賛同する市民や企業、各種団体等が、那覇市市制 100 周年記念事業基本構想(以下「基本構想」という。)に沿って実施する提案事業に対し、那覇市市制 100 周年記念事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)が、予算の範囲内で交付する補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第 2 条 補助の対象となる者(以下「補助対象団体」という。)は、次の各号に掲げる要件すべてに該当するものとする。

- (1) 複数名の構成員を擁する団体、企業若しくは事業所(以下「団体等」という。)又は団体等で構成する団体(記念事業に際し、複数の団体等で構成する事業共同体を含む。)
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の統制下でない団体等、又は集团的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織でない団体等
- (3) 暴力団員が役員又は構成員となっていない団体等
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない団体等
- (5) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的としていない団体等
- (6) 記念事業を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのない団体等

(補助対象事業)

第 3 条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に掲げる要件すべてに該当し、実行委員会会長(以下「会長」という。)が必要かつ適当と認めるものとする。

- (1) 基本構想の基本理念及び基本方針に沿った事業

- (2) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに実施完了する事業
- (3) 補助対象団体が自ら企画し、実施する事業
- (4) 原則として市内において実施し、市内外の者が広く参加できる事業
- (5) 前各号に定めるもののほか、実施しようとする事業が既存事業であるときは、那覇市市制100周年を記念して拡充し、又は事業内容を追加したものであることが明確に区分できる事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 総事業費が30万円未満の事業
- (2) 法令又は公序良俗に反する事業
- (3) 政治活動、宗教活動又は思想活動を目的とする事業
- (4) 特定の個人、団体等の営利又は宣伝のみを目的とする事業
- (5) 国又は地方公共団体が主催する事業
- (6) 国又は地方公共団体から補助金等を受け実施する事業
- (7) 暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が関与している事業
- (8) その他会長が不相当と認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち別表に掲げるものとする。ただし、前条第1項第5号に該当する事業の場合は、拡充又は追加に要する経費に限り対象とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1事業あたり補助対象経費の3分の2以内とし、100万円を上限とする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、那覇市市制100周年記念提案事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、会長に申請しなければならない。

- (1) 提案事業実施計画書(様式第1号の1)

- (2) 経費明細書(様式第1号の2)
- (3) 申請団体の概要書(様式第1号の3)
- (4) その他会長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、那覇市市制100周年記念提案事業補助金交付決定通知書(様式第2号)又は那覇市市制100周年記念提案事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請団体に通知するものとする。

2 会長は、前項の決定において、条件を付することができる。

(補助事業の内容変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請団体(以下「補助団体」という。)が、補助金の交付決定を受けた補助対象事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更するとき又は中止するとき(以下「変更等」という。)は、あらかじめ那覇市市制100周年記念提案事業変更等承認申請書(様式第4号)を会長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 補助対象経費の20パーセントの範囲内で減額変更しようとするとき。
- (2) 事業実施日の変更を伴う場合を除き、補助事業の内容の軽微な変更を行うとき。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更等の承認又は不承認を決定し、那覇市市制100周年記念提案事業変更等(承認・不承認)決定通知書(様式第5号)により、補助団体に通知するものとする。

3 会長は、前項の決定において、条件を付することができる。

(事業実績報告)

第9条 補助団体は、補助事業完了後、30日以内に那覇市市制100周年記念提案事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、会長に報告しなければならない。

- (1) 事業収支報告書(様式6号の1)
- (2) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (3) 補助事業実施に係る写真、資料等
- (4) 事業収入がある場合、これを証する書類の写し

(5) その他会長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 会長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、  
適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、那覇市市制100周年記念  
提案事業補助金額確定通知書(様式第7号)により、補助団体に通知するものとす  
る。

(補助金の請求)

第11条 補助団体は、前条の通知を受けた後、補助金の交付を受けようとするとき  
は、那覇市市制100周年記念提案事業補助金(精算払・概算払)交付請求書(様式  
第8号)により、会長に請求するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、補助事業の実施にあたり特に必要があると認  
めるときは、補助事業の完了前において、補助金の全部又は一部を概算払により  
交付することができる。

3 前項に規定する概算払により補助金の交付を受けようとする補助団体は、那覇市  
市制100周年記念提案事業補助金(精算払・概算払)交付請求書(様式第8号)に会  
長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

(補助事業の全部又は一部中止の場合の措置)

第12条 会長は、天災地変その他補助団体の責めに帰さない理由により補助事業の  
全部又は一部が中止となった場合は、第8条から前条までの規定を準用し、交付  
決定額を上限として、補助事業実施に要した、又は要する経費のうち会長が必要  
と認める額を、補助金として交付することができるものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 会長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付  
決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 第8条の規定に基づかず、補助事業を変更又は中止したとき。
- (4) 補助金の交付決定における条件に違反したとき。
- (5) その他この要綱、法令等に違反する等補助することが不相当と認められる事実  
があったとき。

(補助金の返還)

- 第 14 条 会長は、前条の規定に基づき、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、すでに補助金が交付されているときは、当該補助団体に対し、期限を定めて、補助金の返還を命じるものとする。
- 2 会長は、第 10 条の規定に基づき、補助団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、当該補助団体に対し、期限を定めて、その返還を命じるものとする。
- 3 前 2 項の規定に基づき返還を命じる場合は、那覇市市制 100 周年記念提案事業補助金返還命令書(様式第 9 号)により行う。
- 4 第 1 項又は第 2 項の規定に基づく補助金の返還に係る費用は、すべて補助団体の負担とする。

(関係書類の保存等)

- 第 15 条 補助団体は、その事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及びその証拠書類を整理し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間これを保管しておかなければならない。

(普及広報)

- 第 16 条 補助団体は、補助事業を実施するにあたり、事業名に「那覇市市制 100 周年」の文言を含む那覇市市制 100 周年を記念する旨を冠付けするものとする。
- 2 補助団体は、補助事業を実施するにあたり、那覇市市制 100 周年記念事業ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用に関する要綱に定めるロゴマーク及びキャッチフレーズを使用するものとする。

(その他)

- 第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項については、実行委員会が別に定める。

付則

この要綱は、令和 2 年 3 月 6 日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	主 な 内 容
報償費	講師・イベント出演団体謝礼等
旅費	講師・イベント出演団体の活動場所までの交通費、宿泊費等
需用費	消耗品費、印刷製本費
役務費	通信運搬費、広告料、手数料、保険料等
委託料	会場設営委託料、警備委託料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機械機器等の借上料
原材料費	原材料費
その他の経費	その他補助事業に必要な経費で、会長が必要かつ適切であると認める経費

備考 次の経費は、補助対象経費としない。

- 1 食糧費
- 2 備品の購入費
- 3 補助対象団体の構成員並びに構成団体に対する人件費、謝礼及び旅費
- 4 補助対象団体の運営に関する経常的な経費
- 5 その他社会通念上必要と認められない経費